

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	志村 明子		
件名	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携基盤（Public Medical Hub）（以下「PMH」という。）に関する規定を加えるため、改正するものである。</li> </ul> <p>(1) 改正理由</p> <p>ひとり親家庭等医療費助成制度を含む地方単独医療費助成制度について、個人番号カードにより電子資格確認を行い、医療機関・薬局等で受診等ができるよう、現在、国が自治体・医療機関をつなぐ情報連携基盤（PMH）を構築中である。令和8年度から、医療費助成制度の受給者が病院、診療所又は薬局において、個人番号カードを提示して診療等を受けることができるようにするため</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>一部負担金の減額又は免除を受ける際の規定について所要の改正を行う。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>個人番号カードを提示して診療等を受けることができるようになり、市民の利便性向上につながる。また、将来的にペーパーレス化を実現できる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>総務課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和8年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					